親権制度改善のための民法 および児童福祉法改正 の意見

全社協・ 昭和五十五年一月 養護施設協議会

総論 (養護施設児童に対する親による人権侵害の実態を中心として)

怠惰、長期拘禁、 様相を呈しています。すなわち厚生省調査 戦後の戦災孤児等収容時期とは非常に異った 調査)のために日夜養護を継続しています の子ども達 (昭和五三年一〇月現在、厚生省 として、全国五三二の施設が三一、二七六人 が、その親達の状況は戦前の孤児院時代や、 施設入所が六五・三%の高率を占め、しかも (昭和五二年一二月)で明らかな通り、親の 養護施設は児童福祉法に拠る児童福祉施設 離婚、棄児、虐待、 性格異常、精神障害に基く 酷使、

増加の傾向を示しています。

害の事実があることが明らかにされました。 により、 接的暴力、遺棄、放任、過干渉、 三%はその親(養・継父母を含む)による直 め、健全な心身発達を阻害する重大な人権侵 た実態調査によりますと、養護施設児童の三 (別添資料参照) また当協議会が昨年五月に実施いたしまし 小さい生命が脅かされることを始 性的暴力等

個人的ならびに社会的な諸種の諸要因が重層 こうした痛ましい事実が発生する根源には

> 関する規程を始め、児童福祉法等関係法令な 的に存在することが考えられますが、その最 う親中心のままに多年に亘って推移している なく、逆に親のエゴイズムが許容されるとい らびにその運用面が子の福祉に細かい配慮が も大きな要因の一つとして現行民法の親権に ことが挙げられます。

法の親権規定とその運用は依然として親中心経過を一応辿ってきてはいるものの、現行民 的経過を辿っており、わが国でもそのような そして子のための親権へと諸外国の場合歴史 ら後見へと、また、家のためから親のため、 木目の細かさを欠いています。 の色合いが濃く、また子の権利を守るため 即ち、親権制度が父権から親権へ、 親権か

り、更にこれに関してわが国の多くの法学者 国の現行親子法と比較すれば一層明瞭であ ることからも明らかであると共にこれを諸外 十四年以降、意見留保のまま今日に至ってい や実務家が改正を指摘するところでありま このことは法制審議会の改正意見が昭和三

法ともいうべき児童福祉法は、その冒頭にお いて「児童育成の責任」を明示し (第一条) 一方、わが国の子どもの福祉に関する基本

定が現行民法と十分な整合をみているとはい えず、児童福祉法自体にも、この原理を守る 行にあたって常に尊重されなければならない この「原理」はすべて児童に関する法令の施 ために改正を要する諸点があることを指摘せ さらにこれを「児童福祉保障の原理」とし、 (第三条) としています。 しかしこれらの規

ざるを得ません。

願ってやみません。 事態が一件でも多く未然に防止されることを 上でも遅れをとっているわが国の親権制度が 今後も一層進展していくなかで、国際比較の 一日も早く改善せられ、児童にとって不幸な 国際児童年を経過し、児童福祉の国際化が

二、現行民法および児童福祉法の改正についての具体的意見

ど具体的に例示し、 期又はしばしばの受刑等による監護不適当な に応じた段階的措置を法制化されたいこと。 において、 にわたる行方不明、放任による監護不在、長 不行跡であるときという条文の内容を、長期 (一)民法第八三四条「親権喪失の宣告」に関 (理由) 親権喪失に関するこれまでの判例 父又は母が親権を濫用し、又は著しく 一時停止、喪失、剥奪などの程度 親権行使の不適当な状況

親や保護者の児童に対する人権侵害は暴力 協養護施設協議会の調査によれば(別添資料) 査によると二八・七%は両親又は片親の行方 養護施設入所児童のうち昭和五二年厚生省調 不明による監護不在である。又今回の当全社 母子家庭の母の不行跡などがあるが、今日、 では、著しい虐待、性的加害、暴行あるいは

> 児童の三三%にも及んでいる。 精神障害などによる虐待、性的加害など調査 暴行による家庭破壊、放任、過干渉、薬害・

確立と人権保障に重大な影響を与えている。 拒否や一方的引取りの強要など児童の福祉の みに走り、子の意志を無視して、虐待児の入所 諸外国における親子法は、それぞれの歴史 こうした事態と親の親権意識が自己都合の

を具体的にあげ、その制限を明確にしてい に具体的な制限事由を明記することを提案す ンス民法を始めとして親権の濫用、監護不適 ・制度の違いはあるにせよ (別添資料)フラ 我国においても表題の如く、第八三四条

に二項を加え、 (二) 民法第八二〇条「監護教育の権利義務」 児童福祉法第二八条一項三号

> されたい。 の共同親権を行使することを法制度に明確化 了するまで、 護教育に児童を委任する場合、その目的が終 の措置による社会的養護等の公機関による監 身上監護権を委譲又は施設長と

祉施設を設けて児童の人権を保障している。 社会的に国が保障する実定法として諸種の福 (理由) 児童福祉法は児童の健全な育成を

定も明確でなく、充分に活用されていない。 裁判所関与による強制入所はあるが、 大している。 現行法でも入所に関しての家庭 を児童の人権にもとづいて措置する必要が増 る。こうした児童の福祉施設への入所・退所 事実が多く、福祉が阻害されている実態があ 己の利益や都合だけのもとに支配されている 現実には現行の親権をふりかざしての、 退所規 自

権の社会的共同責任とその実態を明らかにす 委譲を制度化されたい。このことによって親 ての意識の社会化にもつながり得ることがで ることができるし、現行法の絶対的親権とし 告等の制限はするにしても表題の親権の一部 そこで、何等かの家庭裁判所への自動的報

議離婚に際し、 (三)民法第七六三条及び第七六六条による協 子のあるものの親権の帰属に

関しては家庭裁判所に届出ることを法制度化

も同じく協議合意のうえ、 る合意とされ、その際、子のあるものの親権 立するとなっている。 明示され、行政窓口に届出ることによって成 いる。更に戸籍法第七八条により届出規定が (理由)現行法では離婚は両性の協議によ 届出によって成立することが定められて 決定されるものと

性の感情によって左右されるのが通例であ 基いての判断はなく、すでに愛の終結した両 り、そのためにその後の親権変更について争 われる事態もしばしば起きている。 現実には子の福祉、人権の立場に

すると公平な確認が子の立場から必要である 離婚に際しての親権帰属も入所後の事情から ことが痛感されるものである。 別添調査資料の如く、養護施設入所児童の

て法制度化されることが必要である。 の確認を得た家庭裁判所の関与するものとし の離婚に際しての親権の帰属は子の立場から 表題の如く、十八歳以下の児童のあるもの

明確にする必要があること) (四)児童福祉法における「保護者」の意義を

児童福祉法第六条に規定する「

護者」は、学校数骨法が規定する「保護者」 者という範囲にまで及んでいる。この点につ を行う者、後見人の他に児童を現に監護する る) 即ち、 に比してきわめて拡大した規定となってい を監護しているとみなされる場合もあり得る わけで、施設入所以前の児童の非福祉的状態 いないから、未成年者や、児童が実際に児童 での放置はこうしたことが一因しているとも いて法では、 ずるのは少なくない。 の問に屡々児童の福祉をめぐっての異見が生 のおこなう親権の行使と「保護者」の主張と いえよう。又、入所中の児童に対する施設長 子を監護する責任者としての親権 特に年齢をはっきりと限定して

(五)要保護児童発見の通告義務者を明記する

が列挙されていない。 要保護児童を発見しや 義務を規定しているが、具体的な通告義務者童を発見した時は、福祉事務所等へ通告する すい立場にある医師、社会福祉関係者、学校 実が必要であることは当然である。 きである。併せて、不整備な児童相談所の充 の教師、警察官を通告義務者として明記すべ (理由)児童福祉法第二十五条は要保護児

(六)施設長の行なう親権について、その手綻

と法的地位を明確にすること。

が行使することの規定であるから、当然明確 親権を行う者、又は後見人のない児童に対し 長の親権行使の責任の所在を明確にすべきで 福祉のため必要な措置をとることができる。 第二項の親権の一部代行に関しても「児童の な手続きを必要としなければならない。又、 て民法に規定する親権権限を包括的に施設長 ない。 範囲内では、親権者の監護権はその制限を受 ある。児童福祉施設の長のとる必要な措置の という文書を積極的に発揮し得るための施設 ば、親権者の強要面接等を拒否することもで けるという解釈が成立つのかどうか。 例え きるという明確な解釈がいまだに一定してい (理由) 児童福祉法第四十七条第一項は

権と福祉」確保の観点から、当該児童福祉施 ることが屡々ある。こうした際も「児童の人 人の選任等、児童の監護権の移動が行なわれ るべきである。 設の長の意見が充分に反映されるようにされ 児童が入所中に親権の変更、あるいは後見

ڮ た場合、親権者の監護権を一時停止するこ (七)保護者から児童を強制隔離の措置を行っ

保護者に対しては、児童福社法第二十八条に 置後も継続する。親権者の監護権の一時停止 監護権は何ら規制されることはないので、措 祉を守ろうとする児童福祉法の立場が明らか て児童を施設措置することによって児童の福 ょって親の同意なくも家庭裁判所の承認を得 がのぞましい。 である。しかし、この際においても親権者の (理由)子の福祉に反する行為等を行なう

の盲点である。 のみによって行なわれるという現行状況は法 なわれる時、家裁の関与なく捕捉権者の判断 も、法第二十七条七項による措置の解除か行 従って、家裁の審判によってなされた措置

福祉施設の長 (利用施設の長は除く) ももつ ことができるとすること。 解任の請求権及び後見人の選任請求権を児童 (八)親権喪失宣告の請求権、不適切な後見人

出来るとしているが、この条文に児童福祉施 る者の他、児童相談所長もこれを行うことが による親権喪失の宣告の請求は、同条に定め 設の長(但し、 不行跡であるときは、民法第八三四条の規定 童の親権者がその親権を濫用し、又は著しく (理由)児童福祉法第三十一二条の五は、児 利用施設の長は除く) もでき

ることを加えること。

児童が少なくない。然も入所中養育責任の拒 わけ義務教育終了と同時に就職、退所していきわめて少ない実態である。このことはとり 告請求、後見人選任の請求がなされることは 権を行うことができない」状態があるにもか 在、消息が不明のままで推移し明らかに「親 否が明らかに継続している場合や、親の所 く児童の親権問題としても放置できない。 に親権の濫用放棄の状態の故に、措置される入所の原因が遺棄、あるいは虐待で明らか かわらず、児童福祉法に基いて親権喪失の宣

らである。 に必要な請求権を当然有すると考えられるか に即して、児童の福祉を優先、かつ確保する 児童福祉施設の長は、児童と親権者の状態

万全を期すこと。 を行う者としての施設長の意見を充分徴し、 措置の変更、停止、解除において親権

長の意見を参考にしなけれはならないとして 知事は児童相談所長の意見をきかなければな その際、保護にあたっている児童福祉施設の らないとしているが、施行令第九条の二は、 置の変更、停止、解除にあたって、都道府県 (理由)児童福祉法第二十七条七項は、

> 実質的に監護を行ってきたものの意見を中心 きに止まっていることが屡々である。 に運営されるよう明確にされたい。 いるにもかかわらず、実際には形式的な手続

旧施行規則第二十八条

する措置をとることができる。 第一項第三号の措置を解除、停止、 施設長の意見に基き、何時でも法第二十七条 都道府県知事は児童相談所長及び児童福祉 又は変更

第二七号により削除さる) (この条 昭和四二年八月一日 厚生省令